

第4号様式(2)－②

[施工体制確認型総合評価方式（標準型）]

入 札 説 明 書

沖縄県北部医療組合一般競争入札公告第3号の「公立沖縄北部医療センター新築工事（電気）」に係る総合評価方式に基づく落札者決定基準及び申請書等の作成方法については、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札説明書に記載のない事項については、沖縄県土木建築部の「総合評価方式の運用」を参照すること。

1 総合評価方式に係る落札者決定基準

(1) 評価項目、評価基準及び得点配分

ア 施工計画について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
工程管理に係わる技術的所見	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られ、工期に余裕がある	15.0	/15.0
	各工程の工期が適切であり、工程管理に工夫が見られる	7.5	
	各工程の工期が適切	0.0	
施工上の課題に対する技術的所見	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる	15.0	/15.0
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる	7.5	
	課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確	0.0	

(ア) 工程管理に係わる技術的所見

- ◇ 電灯幹線等の主要工種について工程を記載し、技術的所見についても記入する。
- ◇ 本件では、受変電設備（特別高圧、高圧）、直流電源装置、無停電電源装置(医療機器用)、太陽光発電設備は別件であるエネルギーサービス事業で整備予定である。
- ◇ 受電開始は令和10年1月を予定している。
- ◇ 本件では、別記様式4-1を含めて、A4、3枚以内とする。4枚目以降は評価しない。
- ◇ 別記様式4-1を使用していないものは、評価しない。

(イ) 施工上の課題に対する技術的所見

本工事には「新築工事と並行して造成工事が行われ、敷地内に残土の仮置きを予定しており、利用可能なスペース等に限りがある」という課題があり、これに対する対応策を具体的に記載すること。

なお、文字数の確認を行うため、沖縄県北部医療組合HPで配布している本工事の様式（別記様式4-2）を使用していないものは、評価しない。

イ 企業の能力等について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
病院の施工実績	400床以上の病院の施工実績あり	10.0	/10.0
	300床以上の病院の施工実績あり	5.0	
	300床以上の病院の施工実績なし	0.0	
優良建設業者表彰	沖縄県知事、国（局長、大臣官房官庁営繕部）の表彰実績あり ※1	5.0	/5.0
	沖縄県（知事以外）、国（局長、大臣官房官庁営繕部以外）の表彰実績あり ※1	3.0	
	なし	0.0	
登録基幹技能者等の活用	配置する	1.0	/1.0
	配置しない	0.0	
労務費見積り尊重宣言	「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を誓約する	1.0	/1.0
	上記以外	0.0	
地域内での拠点の有無	北部土木事務所管内に主たる営業所あり	3.0	/3.0
	沖縄県内に主たる営業所あり	2.0	
	北部土木事務所管内に従たる営業所あり	1.0	
	上記以外	0.0	
近隣地域での施工実績	3件以上	2.0	/2.0
	1～2件	1.0	
	0件	0.0	
県内企業の下請活用	県内企業下請比率： 30%以上またはすべて自社施工（県内企業のみ）	3.0	/3.0
	県内企業下請比率： 20%以上 30%未満	1.5	
	県内企業下請比率： 20%未満	0.0	
社会資本維持活動の実績	活動実績2回以上あり	2.0	/2.0
	活動実績1回あり	1.0	
	活動実績なし	0.0	
若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者を現場代理人（監理技術者または主任技術者を兼務しない者）又は担当技術者として配置する	3.0	/3.0
	若手・女性技術者を現場代理人（監理技術者または主任技術者を兼務しない者）又は担当技術者として配置しない	0.0	

※1 「国」は、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注工事を評価対象とする。

(7) 企業の施工実績（別記様式2）

- ◇ 本工事と同一工種の病院の施工実績を評価対象とする。
- ◇ 日本国内の病院新築工事を対象とする。
- ◇ 元請け又は建築一式工事における1次下請けとしての施工実績を対象とする。
- ◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去15年度当初（平成22年4月1日）から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。

(4) 優良建設業者表彰（別記様式2）

- ◇ この項目については、特定JVの代表者及び代表者以外の構成員の表彰も評価対象とする。
- ◇ 特定JV内で複数表彰がある場合も提出された1件のみを評価対象とする。なお、複数提出された場合は評価の対象としない。
- ◇ 令和5年度受賞分については、令和8年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ◇ 令和6年度受賞分については、令和9年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ◇ 令和7年度受賞分については、令和7年8月1日公告工事から令和10年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ◇ 「国」は同一工種での表彰を評価対象とする。
- ◇ 表彰の対象部門は、（電気）とする。

(7) 登録基幹技能者等の活用（別記様式6）

- ◇ 工事内容に適した職種の登録基幹技能者等を本工事に配置する場合に評価する。

- (エ) 「労務費見積り尊重宣言」(別記様式6-3と宣言を公表したことが確認できる資料は併せて提出)
- ◇ 内訳明示する旨を記した誓約書(別記様式6-3)及び「労務費見積り尊重宣言」を公表したことが確認できる資料(指定様式なし)の確認により評価する。
 - ◇ 宣言を公表したことが確認できる資料は、下記のA又はBのいずれかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。
 - A ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。(実際にアクセスして閲覧可能か確認するため、写しには当該URLも記載すること。)
 - B 下請け企業等、社外の者が確認できるような場所(会社入口や廊下等)において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。
 - ◇ 全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、上記を確認できれば評価する。
 - ◇ その他、特記仕様書及び沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。
- (オ) 地域内での拠点の有無(別記様式1-2)
- ◇ 地域内における営業所の所在地(建設業許可を受けた住所)を評価対象とする。
 - ◇ JVの場合、代表者の拠点を評価する。
- (カ) 近隣地域での施工実績(別記様式5)
- ◇ 沖縄県又は沖縄総合事務局における完成・引渡しが完了した工事のうち、本工事と同一工種(電気工事)の施工実績を評価対象とする。
 - ◇ 対象期間は、当該年度(公告日の属する年度)を含まない過去5年度当初(令和2年4月1日)から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。
 - ◇ 北部土木事務所管内で元請けとして施工した工事で、工事規模が2千5百万円以上の電気工事の中から、代表的な工事を最大5件記載する。
- (キ) 県内企業の下請活用(別記様式6)
- ◇ 県内企業(沖縄県内に主たる営業所がある企業)の下請比率(一次下請)を評価する。
- (ク) 社会資本維持活動の実績(別記様式9)
- ◇ 当該年度(公告日の属する年度)を含まない直近の1年度間の実績を評価対象とする。
 - ◇ 活動場所については沖縄県内、県外を問わない。
- (コ) 若手・女性技術者の配置(別記様式6)
- ◇ 元請会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある若手技術者(本工事の申請書及び確認資料提出期限日時点において35歳未満)又は女性技術者の配置予定の有無を評価する。なお、3ヶ月以上の雇用関係にあることは求めず、新採用等を考慮して評価する。

ウ 技術者の能力等について（加算点）

評価細目	評価基準	点数	配点
配置予定技術者の資格・年数	1級電気工事施工管理技士（5年以上）、技術士	10.0	/10.0
	1級電気工事施工管理技士（3年以上5年未満）	5.0	
	1級電気工事施工管理技士（3年未満）	0.0	
病院・大規模建築の施工経験	下記両方の役職経験ありの施工実績あり。（両方を満たす工事1件でも可） ・200床以上の病院 ・延べ床面積20,000㎡以上の建築物	10.0	/10.0
	下記両方の役職経験なしの施工実績あり。（両方を満たす工事1件でも可） （片方のみ役職経験ありを含む） ・200床以上の病院 ・延べ床面積20,000㎡以上の建築物 役職経験有り・下記のどちらか1つの施工実績あり。 ・200床以上の病院 ・延べ床面積20,000㎡以上の建築物	5.0	
	下記のどちらか1つの施工実績あり。 ・100床以上の病院 ・延べ床面積10,000㎡以上の建築物	2.5	
	上記以外	0.0	
優良技術者表彰	現在の企業での沖縄県知事、国（局長、大臣官房官庁営繕部）の表彰実績あり※1	5.0	/5.0
	現在の企業での沖縄県（知事以外）、国（局長、大臣官房官庁営繕部以外）の表彰実績あり※1	3.0	
	現在の企業以外での沖縄県知事、国（局長、大臣官房官庁営繕部）の表彰実績あり※1	2.5	
	現在の企業以外での沖縄県（知事以外）、国（局長、大臣官房官庁営繕部以外）の表彰実績あり※1	1.5	
	なし	0.0	
継続教育（C P D）単位取得状況	推奨単位以上	5.0	/5.0
	推奨単位の5割以上 推奨単位未満	2.5	
	推奨単位の5割未満	0.0	

※1 「国」は、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注工事を評価対象とする。

(7) 配置予定技術者の資格・年数（別記様式3、別記様式3-1、別記様式3-2）

- ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日時点での資格保有年数を評価する。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。
- ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。

(4) 病院・大規模建築の施工経験（別記様式3、別記様式3-1、別記様式3-2、別記様式3-3）

- ◇ 本工事と同一工種（電気工事）の施工経験を対象とする。
- ◇ 日本国内の病院及び建築物の新築工事を対象とする。
- ◇ 対象期間は、当該年度（公告日の属する年度）を含まない過去15年度当初（平成22年4月1日）から本工事の申請書及び確認資料提出期限日までとする。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- ◇ JVの構成員の配置予定技術者については、別記様式3-1を提出すること。
- ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。
- ◇ 配置予定技術者が対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、原則、休業期間に相当する期間を当該対象期間に加えるものとする（別記様式3-3）。

(ウ) 優良技術者表彰（別記様式3、別記様式3-2）

- ◇ 令和5年度受賞分については、令和8年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ◇ 令和6年度受賞分については、令和9年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ◇ 令和7年度受賞分については、令和7年8月1日公告工事から令和10年7月31日公告工事までを評価対象とする。
- ◇ 「国」は同一工種での表彰を評価対象とする。
- ◇ 表彰の対象部門は、（電気）とする。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。

(エ) 継続教育（CPD）単位取得状況（別記様式3、別記様式3-2）

- ◇ 本工事の申請書及び確認資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況で評価する。
- ◇ 単位取得証明書の証明期間の末日の日付が申請書及び確認資料提出期限日から直近の1年以内の日付であれば評価対象とする。
- ◇ JVの場合、代表者の配置予定技術者で評価する（別記様式3）。
- ◇ 技術者育成型試行工事で専任補助者を配置する場合は、別記様式3で配置する技術者に代えて、当該専任補助者（別記様式3-2）で評価する。
- ◇ 「建設系CPD協議会」の加盟団体の他、（公財）建築技術教育普及センターによる単位取得状況も対象とする。

エ 企業の高度な技術力について（加算点）

評価内容	評価基準	点数	配点
工期内における施工方法等に関する工夫や取組について	標準案より優れた提案が4項目以上	30.0	/30.0
	標準案より優れた提案が2～3項目	15.0	
	標準案より優れた提案が1項目以下	0.0	

(ア) 技術提案事項に対する技術的所見

- ◇ 工期内における工程調整の工夫や取組についての提案を求める。
- ◇ 公共建築工事標準仕様書（電気工事編）令和7年版を標準案とする。
- ◇ 有効と認められる提案の項目数により評定する。
- ◇ 別記様式4-5-1を使用し、必要に応じて別記様式4-5-2を使用すること。
- ◇ 別記様式4-5-1、4-5-2を合わせてA4、2枚以内とする。3枚目以降は評価しない。
- ◇ 別記様式4-5-1、4-5-2を使用していないものは、評価しない。
- ◇ 提出された提案に対してヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、日時・場所を連絡する。配置予定技術者及び資料の説明が可能な者が必ず出席すること（最大2名）。

(2) 施工体制の確認

ア 審査

原則、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）については、証明資料による審査に加え、施工体制確認のための審査もあわせて行う。当該審査では、入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、低価格入札者がどのように適切な施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて確認する。

失格基準価格未満の入札で入札を行った者については、契約内容に適合した履行が行われないと判断し審査は行わず、失格とする。

なお、審査（評価）方法については、総合評価方式の運用を参照すること。

イ 低入札調査基準価格及び失格基準価格の算出方法

(7) 低入札調査基準価格

＝（直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%）

ただし、上記の額が、予定価格に10分9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額

(4) 失格基準価格

＝（直接工事費×90%＋共通仮設費×80%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%）

2 申請書、確認資料及び証明資料の作成方法

(1) 申請書は、「別記様式1-1」及び「別記様式1-2」により作成すること。

JV発注工事の場合は、「別記様式1-3」もあわせて作成すること。

(2) 申請書及び確認資料を提出する場合は、「別記様式1-1」を先頭に各書類にページを付すこと。

(3) 確認資料は「別記様式2」から「別記様式9」の中から、必要に応じて作成すること。

(4) 申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、開札後、発注機関から提出を求められた場合にのみ提出すること。その際、「別記様式10」を表紙とし、資料目次を記入して提出すること。

(5) 証明資料は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、各様式毎に提出することを原則とするが、「別記様式10付表」を添付することにより重複する証明資料の提出を省略できる。

(6) 「別記様式10付表」の添付がなく重複する証明資料が省略されている場合、該当する評価項目が減点されることがある。